

# 2類感染症患者入院診療加算について

2021.10.7

「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され自治体のホームページで公表されている医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者様に対し必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合に、「院内トリアージ実施料」とは別に新たに「2類感染症患者入院診療加算」が算定できるようになりました。「入院」とありますが外来診療で算定します。2021年9月28日以降開始となりました。

当院は「診療・検査医療機関」の指定を受けずにコロナ診療、検査を行っていましたが、冬季を見据えてこの指定を受けることとしました。

10月7日以降は、「院内トリアージ実施料」を算定するすべての患者様に追加で「2類感染症患者入院診療加算」も算定させていただくこととなりますのでご了承ください。(3割負担で750円の追加のご負担、院内トリアージ加算と合わせると1650円の負担となります)

なお、普段かかりつけの病医院がコロナ診療を行っている場合には、病歴を把握されているかかりつけへまずはお相談ください。ご理解ご協力の程宜しくお願いいたします。



のだクリニック